

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年11月28日

香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社ハローズ 広島県福山市南蔵王町6丁目26番7号			
大規模小売店舗の名称及び所在地	ハローズ円座店 高松市円座町845番地3ほか			
変更しようとする事項	(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項			
	① 荷さばき施設の位置及び面積			
	変更前	荷さばき施設 No.	位置	面積
		1	店舗東（「添付図3-1」 参照）	88.31㎡
			合 計	88.31㎡
	変更後	荷さばき施設 No.	位置	面積
		1	店舗東（「添付図3-2」 参照）	88.31㎡
		2	店舗北（「添付図3-2」 参照）	25.00㎡
			合計	113.31㎡
	(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項			
	① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻			
	変更前	小売業者名	開店時刻	閉店時刻
		株式会社サニーマート	午前9時00分	午前 0時00分
	変更後	小売業者名	開店時刻	閉店時刻
		株式会社ハローズ	午前0時00分	午後12時00分
	② 来客が駐車場を利用することができる時間帯			
	変更前	駐車場No.	駐車可能時間帯	
		1	午前8時45分から午前0時15分まで	
		2	午前8時45分から午前0時15分まで	
	変更後	駐車場No.	駐車可能時間帯	
		1	午前0時00分から午後12時00分まで	
		2	午前0時00分から午後12時00分まで	
	③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯			
	変更前	荷さばき施設 No.	駐車可能時間帯	
		1	午前7時00分から午後9時00分まで	
	変更後	荷さばき施設 No.	駐車可能時間帯	

		1	午前6時00分から午後10時00分まで
		2	午後10時00分から午前7時00分まで
※「別図」は省略し、その図面を下記の縦覧場所において縦覧に供する。			
変更年月日	平成26年11月23日		
変更理由	大規模小売店舗の設置者及び小売業者の承継に伴い、店舗運営の変更が生じるため、店舗周辺的生活環境への影響緩和及び運営の効率化の観点から変更を行いたい。		

2 届出年月日
平成26年11月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業経済部産業振興課
縦覧期間	平成26年11月28日から平成27年3月28日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成27年3月28日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業経済部産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ